

建設業法に基づく技術検定は、建設工事に従事する者の技術水準確保を目的とし、建設業振興基金では、国家資格である2つの施工管理技術検定試験を国土交通大臣の指定試験機関として実施しています。

建築施工管理技術検定

電気工事施工管理技術検定

■技術検定制度は、建設工事に従事する者の施工技術の向上を図ることを目的として、建設業法第27条の規定に基づいて実施される国家資格（施工管理技士・技士補）制度です。

■本財団が実施する技術検定（以下「技術検定」）は、1級と2級に区分され、1級、2級ともに、第一次検定と第二次検定に分かれます。このうち、2級建築施工管理技術検定第二次検定は、建築、躯体、仕上げの3種別に細分されます。

■技術検定は、全国主要都市において一斉に実施しています。

技術検定制度



第一次検定・・・施工技術のうち基礎となる知識及び能力を有するかどうかを判定

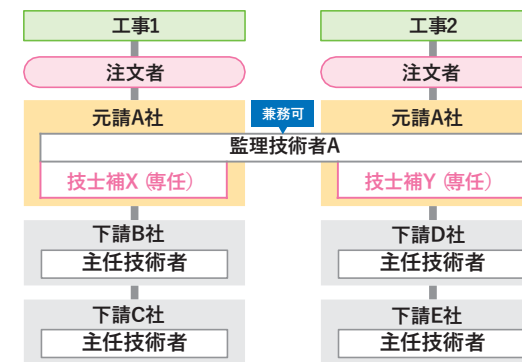
第二次検定・・・施工技術のうち実務と経験に基づいた技術上の管理及び指導監督に係る知識及び能力を有するかどうかを判定

「施工管理技士」は、建設業法に定められた特定建設業または一般建設業の許可要件である営業所ごとに置かなければならない専任の「主任技術者」又は「監理技術者」（1級のみ）となることが認められています。また主任技術者要件を満たす「1級施工管理技士補」については「監理技術者」を補佐する業務につくことができます。

※監理技術者の職務を補佐する者を工事現場に専任で配置した場合、監理技術者は2現場の兼務が可能となります。経営事項審査の技術力の評価において評点にカウントされます（1級5点、2級2点）。

監理技術者が2現場を兼務する場合

・監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任でおいた場合には、監理技術者の兼務が認められます（当面2現場）。
 ・政令で定める者は、主任技術者の要件を有するもののうち、**1級の技士補の資格を持つ者**とします。



若手技術者にも挑戦しやすい制度に！

近年は優秀な若手技術者を確保するため、受検機会の拡大や受検資格の緩和等が実施されています。

【受検機会の拡大】

2級第一次検定（旧：学科試験）の年2回化（建築：平成29年度～、電気工事：平成30年度～）

【受検資格の緩和】

- 1級の第一次検定は、19歳以上（当該年度末時点）であれば受検可能
- 2級の第一次検定は、17歳以上（当該年度末時点）であれば受検可能（変更なし）
- 1級及び2級の第二次検定は、第一次検定合格後の一定期間の実務経験などで受検可能（なお、2028年度までの間は、制度改正前の受検資格要件による第二次検定の受検が可能）